

浦幌町空家等の適正管理に関する条例

(目的)

**第1条** この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めることにより、町民が安全で安心して暮らすことのできる生活環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。
- (2) 特定空家等 そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。
- (3) 所有者等 空家等の所有者又は管理者をいう。

(所有者等の責務)

**第3条** 所有者等は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、自らの責任において当該空家等を適正に管理しなければならない。

(町の責務)

**第4条** 町は、第1条の目的を達するための空家等対策計画の策定及びこれに基づく施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

(町民による情報提供)

**第5条** 町民は、空家等が危険な状態であると認められるときは、町長に当該空家等に関する情報を提供しよう努めるものとする。

(関係機関への要請)

**第6条** 町長は、第1条の目的を達成するため必要があると認める場合は、町の区域を管轄する警察署その他の関係機関に、当該関係機関の権限に基づく必要な措置を要請することができる。

(空家等対策協議会の設置)

**第7条** 法第7条の規定に基づき、浦幌町空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 町長は次に掲げる事項について、協議会の意見を聴くものとする。

- (1) 特定空家等の認定に関すること。
- (2) 特定空家等の所有者等に対する措置に関すること。
- (3) 空家等対策計画の策定及び変更に関すること。
- (4) 空家等対策に関して町長が必要と認めること。

(組織)

**第8条** 協議会は、副町長のほか委員4名以内をもって組織し、学識経験のある者その他町長が必要と認める者のうちから町長が委嘱する。

(委員の任期)

**第9条** 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

**第10条** 協議会に、会長を置く。

2 会長は、副町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表し、その会議の議長となる。

4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(協議会の招集)

**第11条** 協議会の会議は、会長が招集する。

(会議)

**第12条** 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

**第13条** 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(報酬)

**第14条** 委員の報酬は、非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例（昭和31年浦幌町条例第19号）別表その他の委員会・協議会の委員に相当する額を支給する。

(費用弁償)

**第15条** 委員が会議等に出席したとき又は公務により旅行したときは、非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例第2条の例により費用弁償を支給する。

(庶務)

**第16条** 協議会の庶務は、町民課において処理する。

(委任)

**第17条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。